

後入先出法についての日本基準・国際会計基準・米国基準の状況

1. 日本基準、国際会計基準、米国基準の整理・比較

日本基準、国際会計基準（IAS 第2号）、米国基準の後入先出法の取扱いは次の表のとおりである。

日本基準	IAS 第2号	米国基準
<p>棚卸資産の評価方法として、後入先出法を選択することは、個別法、先入先出法、平均法と同様に認められている。（企業会計原則 第三五 A、注解 21）</p>	<p>棚卸資産の評価には、個別法、先入先出法又は平均法を用いる。後入先出法は認められない。</p>	<p>棚卸資産の会計処理を定めた ARB 第 43 号では、後入先出法の選択を認めている。</p> <p>しかし、SEC が 1981 年に公表した ASR 第 293 号では、登録企業において、過去に LIFO を不適切に適用した事例が認められること、及び 後入先出法を採用する場合に一定の項目を注記することを要求した。</p> <p>また、SAB 主題（Topic）11F では、後入先出法による棚卸資産の取崩の結果、多額の利益を計上することとなった場合、その影響額を開示することを求めている。</p>

なお、上の表のとおり、米国では、後入先出法の採用にあたって一定の注記をすることとされているが、実務では次のような内容の注記が求められている。

（ASR 第 293 号）

- a. 後入先出法による方がよりよく費用と収益が対応すること
- b. 他の方法による場合の利益への影響を示す理由
- c. 他の方法による場合の利益への影響

（SAB 主題 11F「後入先出法の清算」）

後入先出法による棚卸資産の取崩の結果、多額の利益を計上することとなった場合には、その影響

【注記例 1 AT&T 2006 年版より】

棚卸資産

実質的に、全ての棚卸資産を後入先出法 (LIFO) に基づく低価法によって評価している。仮に先入先出法を採用していた場合、棚卸資産の金額は、2006 年 1 月 1 日に \$33,870、2005 年 1 月 2 日に \$33,468、それぞれ高く計算されることになる。

後入先出法によって評価している棚卸資産は次の表のとおりである。

(単位：千ドル)	2005	2004
製品	\$39,019	\$41,448
仕掛品	3,442	5,101
原材料及び貯蔵品	4,572	5,247
合計	\$47,033	\$51,796

2005 年及び 2004 年中に、棚卸資産数量は減少し、当事業年度に購入した取得原価に比して低い過年度の取得原価で繰り越されていた LIFO の棚卸資産のプール分が払い出されている。この払出しにより、2005 年において、売上原価が \$656 減少し、継続事業による純利益が、\$399 と 1 株当たり \$0.01 増加した。2004 年中には、この払出しの影響により、売上原価が \$1,578 減少し、継続事業による純損失が、\$946 と 1 株当たり \$0.03 減少した。

会社は、特定の顧客の注文を履行するために、製品を外注し、それを蓄えた後、出荷する。このような外注品は FIFO によって取得価額を記録し、こうした外注品に関係する数値は会社の LIFO の計算から除外されている。2006 年 1 月 1 日及び 2005 年 1 月 2 日において、除外されている外注製品在庫は、それぞれ \$22,232 及び \$23,030 であった。

2005 年において、会社は LIFO の計算から除外している外注製品の評価方法を変更した。この変更の影響により、売上原価は約 \$900 増加し、継続事業による純利益が、\$547 と 1 株当たり \$0.02 減少した。

【注記例 2 AT&T 2005 年版より】

棚卸資産

12 月 31 日の棚卸資産は、次のように分類される。

(単位：百万ドル)	2004	2003
仕掛品及び製品	\$600.8	\$437.4
貯蔵品	0.2	0.2
	\$601.0	\$437.6

2004 年及び 2003 年 12 月 31 日時点において、LIFO を適用している棚卸資産の再調達原価が、LIFO による評価額をそれぞれ約 335 百万ドル、約 61 百万ドル超過している。2004 年及び 2003 年 12 月 31 日時点において、LIFO によって評価されている棚卸資産は、それぞれ棚卸資産全体の

約 92%、約 95%である。LIFO 以外で評価している棚卸資産は、主として 3 箇所の J&F スチールの施設と 2 箇所のカナダの施設に所在する棚卸資産によって構成されている。

2 . IASB が後入先出法を廃止した根拠

IAS 第 2 号「棚卸資産」では、原価算定方法（Cost formulas）として個別法、先入先出法及び加重平均法のみを認め¹、後入先出法の採用は禁止されている。

IAS 第 2 号では、2003 年の改訂以前まで、後入先出法を代替的な処理方法として、特定の注記情報を付すことによって容認していたが、改訂された IAS 第 2 号では、この容認規定を削除している。「結論の根拠（Basis for Conclusions）」では、後入先出法について、売上原価の測定が棚卸資産の古くなった価格を参照する一方で、販売収益が現在の価格で行われるという従来の会計モデルの欠陥を、非現実的な原価のフローを仮定することによって対処しようとする試みであるとしたものの、この容認規定を削除した理由として幾つかの理由を挙げている。

BC9. 改訂前の IAS 第 2 号と SIC 第 1 号「首尾一貫性 - 棚卸資産についての異なった原価算定方式」を組み合わせることにより、先入先出法（FIFO）又は加重平均法（標準処理）と後入先出法（LIFO）（許容される代替処理方法）との間で多少とも選択することが許容されていた。今回、審議会は、後入先出法を用いた算定方式については削除することで合意した。

BC10. 後入先出法は、棚卸資産の最新の項目を最初に売却されるものとして扱い、その結果、棚卸資産に残っている項目は、最も古い項目であるかのように認識される。一般的に、これは棚卸資産の実際の流れを信頼性をもって表現しているとはいえない。

BC11. 後入先出法は、（売上原価の測定が棚卸資産の古くなった価格を参照する一方、販売収益が現在の価格で行われるという）従来の会計モデルについて把握されている欠陥を対処しようとする試みである。後入先出法では、非現実的な原価のフローに関する仮定を用いることにより対処している。

BC12. 財務報告において後入先出法を用いることは、売上総利益を算定するにあたり収益から控除される売上原価が直近の価格を用いて計算するため、税務を念頭に置いたものであることが多い。後入先出法では、上昇（下落）した価格が、販売された棚卸資産を再調達するための原価に与える影響を反映する形で、利益を減少（増加）させる。しかしながら、この影響額は直近の棚卸資産の取得価格と期末時点の再調達原価との関係に左右される。このように、後入先出法は、価格変動が利益に与える影響を決定する上で真に規則的な方法とは言えない。

BC13. 後入先出法を用いることにより、貸借対照表上認識されている棚卸資産は、棚卸資産の最近の原価の水準とほとんど関係がないものになってしまう。しかしながら、後入先出法は、

¹ ただし、売価還元法については、標準原価法と共に、その適用結果が原価と近似する場合に認められる簡便法として使用が認められている。なお、これらの方法は、原価算定方法ではなく、原価の測定技法（Techniques for the Measurement of Cost）とされている。

<p>特に、「温存された」日付の古い「プール分（layer）」に属する棚卸資産が、棚卸資産が大きく減少した場合に、使用されたものと推定されるときに、損益を歪めてしまう。こうした状況では、比較的新しい棚卸資産が、棚卸資産に対して高まった需要を満たすために使用される可能性が高い。</p>
<p>BC14. コメント提出者の中には、後入先出法を用いることは、価格の変動の影響の一部分について損益を調整することができるので特定の状況においては利点があると主張する者もいた。審議会は、貸借対照表上棚卸資産を測定する目的と首尾一貫しない期中の損益の測定をもたらすことになる手法を許容することは不適切であるとの結論に至った。</p>
<p>BC15. 他のコメント提供者の中には、石油やガス産業などいくつかの業界では、棚卸資産の水準は安全性を考慮して決定され、少なくとも 90 日分の販売量になることが多いと主張する者もいた。彼らは、<u>このような業界では、安全性を考慮して保有する棚卸資産は、運転資本というより長期資産に近いので、後入先出法を使用した方が企業の業績をより反映すると主張した。</u></p>
<p>BC16. 審議会は、<u>こうした安全性を考慮して保有する棚卸資産は、後入先出法の計算における過去からのプール分（historical layer）と対応していないため、これらの主張を受け入れなかった。</u></p>
<p>BC17. さらに他のコメント提出者の中には、<u>例えば、（容器を「一杯にする」ように補充される）石炭の堆積、鉄塊、金属のくずを測定する場合に、後入先出法は棚卸資産の実際の物理的な流れを反映すると主張する者もいた。</u></p>
<p>BC18. 審議会は、<u>これらの棚卸資産の評価は、実際の物理的な流れに直接原価を対応させる直接原価法によっており、それは後入先出法とは異なる原価算定方法であるとの結論に至った。</u></p>
<p>BC19. 審議会は、<u>棚卸資産の流れを忠実に表現していないこと（its lack of representational faithfulness of inventory flows）から、後入先出法について削除することで合意した。この合意は、後入先出法に類似する棚卸資産の流れを反映する特定の原価算定方法を排除するものではない。</u></p>
<p>BC20. 審議会は、国によっては、後入先出法が会計上の目的で使用される場合にのみ税務上も使用することが可能となっていることを認識している。しかしながら、審議会は、税務上の理由は適切な会計処理の方法を選択するための十分に適切な概念的基礎（conceptual basis）となるわけでもなく、特定の国における税務上の規制及び利点のためだけに劣っている会計処理の方法を許容することは受け入れられることではないとの結論に至った。これは各国の税務当局の問題であると考えられる。</p>
<p>BC21. IAS 第 2 号は、代替性のある棚卸資産については先入先出法及び加重平均法のいずれの方法も引き続き許容している。</p>

【参 考】

1．我が国の法人税法の取扱い

(1) 棚卸資産の評価方法

法人税法施行令第 28 条では、棚卸資産の評価方法として、次の方法を認めている。

イ 個別法 ロ 先入先出法 ハ 後入先出法 ニ 総平均法 ホ 移動平均法
ヘ 単純平均法 ト 最終仕入原価法 チ 売価還元法

(2) 後入先出法の適用

原則的な期別後入先出法その他、その都度法、月別法、6 ヶ月ごと法が認められている（法人税法基本通達 5-2-2、5-2-3、5-2-3 の 2）。

また、後入先出法による場合に、低価法を採用しているときは切放し低価法は認められないとされている（施行令第 28 条第 2 項）。

2．四半期会計基準・適用指針の取扱い

（四半期会計基準 本文）

（後入先出法における売上原価修正）

13. 棚卸資産の評価方法に後入先出法を採用している場合において、棚卸資産の四半期会計期間の末日における数量が年度の期首の数量より少ないが、年度の末日までに不足分を補充することが合理的に見込まれるときには、継続適用を条件として、その再調達価額に基づいて売上原価を加減し、当該加減した金額を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。

（四半期会計基準 本文）

（後入先出法の売上原価修正）

51. 棚卸資産の評価方法に後入先出法を採用している場合において、棚卸資産の各四半期会計期間末における数量が年度の期首の数量より少ないが、年度末までに不足分を補充することが合理的に見込まれるときには、継続適用を条件として、その再調達価額に基づいて売上原価を加減し、当該加減した差額を流動資産又は流動負債として繰り延べる処理を認めることとした（第 13 項参照）。

これは、原価差異の繰延処理と同様、売上高と売上原価の適切な対応を図るために必要な調整と考えられたためである。

（四半期会計基準適用指針 本文）

（後入先出法における売上原価修正）

10. 後入先出法における売上原価修正を行う場合（会計基準第 13 項）の当該売上原価の修正は、年度の期首の数量を下回る部分の帳簿価額を売上原価から減額するとともに、当該下回った数量に再調達価額を乗じた額を売上原価に加算することにより行う。なお、この売上原価の修正額は、純額で、流動資産又は流動負債として繰り延べることとする。

以 上